小児科医師の夫を過労死で喪って

小児科医師中原利郎先生の過労死認定を支援する会

中原 のりる

〈中原過労死事件とは――

る労災であることは認められ、判決が確定しました。院の責任を問い、裁判を提起。東京地裁で、過労によ医師の死が労災であることの認定と、それに関する病院屋上から飛び降りて亡くなりました。遺族は中原過労からうつ病を発症し、一九九九年八月一六日、病郎医師は月六回から八回の宿直等の過重労働による郎医師は月六回から八回の宿直等の過重労働によるが、であることは認められ、判決が確定しました。

です。〉
たため、遺族は最高裁に上告受理申立をして係争中しかし、病院の責任は地裁・高裁とも認められなかっ

さよなら、も言わずに

こった!」と直感しました。心も身体も疲れきって、病院の事務当直から夫の所在確認でした。「何かが起一九九九年八月一六日早朝、電話が鳴りました。

児科が、

、まず切 が

り捨てられて、

医師

0 0

な

で な た。

重

は

玉

矢

C療費抑!

制

政策の下で採算

と まし

れ

はざまで」

と題する書類が残されてい

そ 率

児科部長室の

机の上には、「少子化と経営効

「少子化と経営効率のはざまで」

を残

労働

強

いる実情を、

便箋 不足

枚

に か

わ た 過 N

小子化と経常如平のけれて

「週刊又春、読い報じらの長通」。都内の病院 マルスは、かまないのを記り、原以の前は アルス料・原止が組成している。 本もはた、無償にを職に、2年が経過しま 上が、この間、追悼面京小児計り継小、版上 の話は聞には38、中まり、形立を中心とも31域回 地域では新設振光の連路は萎聞にして知りま 15.00、国、17世界の親のなの早にで進展 する内が国のから高調になるける事がでもす。 外中等校に必要と数量が自身が変更的校介 つ投う意と2277年、レッレ 神里もれる (代謝機構を本態なり、現ては、風での症性で午齢 併見と事をしながり季月量を決定し、その必要とアンドレ から江町茶につめかえて細かく、慎里の投与量を 競展15月前年17月日本人, 校園也17月日本人, 校園也17月前春地日、

中原利郎さんの自筆遺書 「少子化と経営効率のはざ まで」の1枚目。全文は「支 援する会」のホームページ で読むことができます。

退職 約束して家を出 病院の屋上にある煙突の上から身を投げ を心 人の子どもが遺されました。 に決 た翌朝、 院長 • ま 務長 新 に (,) 白衣に 退 享年 微を 应 に着替え 車 た 元 0 歳 です 出

過 重 旁 働 の Ħ 々

が役目だと思いました。

ると確認

信

た私は、

残され 夫の

たメ

ツ

セ

1

ジを伝える

て訴えたも

のでし

苦悩

が社会的

なも

0

あ

子どもたちの対応等で、 S. ます。 時 朝 間 ハ 時 (ある 当直 出勤 Ū は深夜の救急患者の診察や、 はそれ以上) て翌日 仮眠 七 の勤務を L 時 ても 過 き Ŋ に帰 つ起こされ 「当直」 入院 る 連 لح 続 中 呼

半減 えて、 ため 院内で最も不採算部 勤 医 わ 姮 でニ 。ました。三月には月八回もの当直を受け持ち、 に 九九六年から佼成病院 からな 負担 二月から小児科 |月にかけて 都 も身体的 四 0 夜間診療と乳幼児救急当番を引き受け [時間三六五日診療を行っ が増大してい 1) 睡 に 眠 医師 も追 時 間 菛 の . う 1) 0) 0) 込まれ 退 保 小児科の責任者とし 部長代行になった夫は、 きました。 職 0 証 小児科では、 が続き、 0) な た状態で働くことに 1) ていまし 連続勤務です 六人が三人 九九九年 六人の た。 月 病 加

ともありました。

言えるのではないでしょうか。現在、女性医師の数 を支援する社会の体制が不充分なために起きたとも なってしまいました。夫のうつ病発症は、女性医師 厚だった夫からは想像も付かないほど情緒不安定に 涙ぐんだりしてしまうようになりました。以前の温 て私にしがみついたり、ちょっとしたことですぐに ました。部長会議の前夜には「怖い」と言って泣い ピアノの椅子を狂ったように殴り続けたこともあり ままではダメになる、狂いそうだ」と言いながら、 に殺される」と口走ることもありました。「俺はこの も興味を失い、いつもぴりぴりしていました。「病院 見えて変わってきました。大好きだったサッカーに を担当していたのです。この頃から夫の様子は目に るために、夫は常に月一~四回、誰よりも多く当直 や結婚・出産・育児で忙しい女性医師らをカバ 夫以外の小児科医は全員女性であり、家族の介護 ヿ゙゚゙゚゙゚゙゚゙゙゙゙゚゚゙゙ヺ

> 二・四回、休日一回。夫の宿直回数は、月平均五・七回(最 ※日本小児科学会「病院小児科·医師現状調査報告書」(二) 全国で起きていても不思議ではありません。 ○○六年)によると月あたりの宿直回数の平均は、平日

)労災認定を求めてわかったこと

多八回)であった。

した。 ね」とのひと言が、私の背中を大きく押してくれま もたちに相談しました。長男の「やるっきゃないよ しい。仕事が原因で亡くなった証明をしたいと子ど で追い詰められてしまうなんて、どう考えてもお りにして真面目に一生懸命働いていた人が、ここま 先生か小児科の医師になることだと語り、 子どもが大好きで、小さい頃からの夢は小学校の 仕事を誇

は認めない、ということで、一年半後に不支給決定 いました。 二〇〇一年新宿労働基準監督署に労災申請を行 しかしながら「業務に起因する疾病」と

務である。

0319007号、

ける休日および夜間勤務の適正化について」基発第

二〇〇二年三月一九日)

の等であって常態としてほとんど労働する必要がない勤 巡視、文書・電話の収受又は非常事態に備えて待機するも の一態様であり、当該労働者の本来業務は処理せず、構内 ※宿日直勤務とは、所定労働時間外又は休日における勤務

|原生労働省労働基準局長通達 | 医療機関にお

驚きました。 らないと考えます。 かに実態を把握して、 当直時の労働実態とかけ離れています。 労働省は今も当直の定義を変えていません。実際の 監督官は無言で返事をしてくれませんでした。厚生 たら過重労働になるのですか」と尋ねました。 務でも、また過重労働でもない」との説明に、 ない」という事実です。月八回の当直は、「長時間勤 その時にわかったのは「当直は労働時間と認められ か。労働基準監督署に決定理由を聞きに行きました。 が下りました。 私は「それなら月に何回以上当直をし 何故、 改善の措置を取らなければな 夫の死が業務に起因しない 行政は速や が、 大変 0

同じ証拠で、 正反対の判決

う ていた病院の責任を問う民事訴訟を並行して行な 私は国を相手取って労災であることを認めるよ 行政訴訟を起こしました。それとは別に勤務

ました。

なぜこうもねじれた判決になるのでしょうか 働」すら認めない、原告側の完全敗訴となりました。 と同じ証拠・証人で審理されたにも拘らず、「過重労 が確定した翌日の民事裁判判決では、 は控訴せず判決が確定しました。しかしながら判決 の取り消しを命じる判決が言い渡されたのです。 過労死」であることが認められ、 行政裁判では二〇〇七年三月一四日、 国に不支給決定 勝訴した裁判 夫の死 玉

の小児科医が切々と当直の過重性を証言してくれま をお願いしました。忙しい勤務の合間に三五○名も ようと、全国の小児科医に宿直アンケートへの協力 訴した私は、司法が認めない当直の過重性を立証 敗訴を受け入れることはできず、 高等裁判所に 控

小児科医師の夫を過労死で喪って

害賠償責任はないとの判断。結果としては完全敗訴務違反については、予見可能性がなかったとし、損過重性を認め、うつ病発症と業務遂行の相当因果関係を肯定しました。これは大きな一歩であったと思係を肯定しました。二○○八年一○月、当直の過重性が複数いました。二○○八年一○月、当直の過重性が複数いました。二○○八年一○月、当直の過重性が複数いました。二○○八年一○月、当直の過重性が複数いました。二○○八年一○月、当直の過重性が複数いました。二○○八年一○月、当直の過重性が複数いました。

行した「不当判決」と位置づけられて当然だと思い予防法が論じられている今、この判決は、時代に逆企業のメンタルヘルスを充実させる活動や社会的に一一年連続自殺者三万人超の問題が深刻になり、一一年連続自殺者三万人

ールペンで、公正な判決を望む署名活動を展開して「いのち守るボールペン」を作成しました。このボのちも患者のいのちも守ろう!」との思いをこめて申立を行いました。「支援する会」では、「医師のい相は子どもたちと相談し、最高裁判所に上告受理

さい。そして「署名」と「応援メッセージ」にご協集まっています。ぜひ、ボールペンを請求してくだえる小児科医師や医療者を守りたいという善意の声がある人たちの医療者を守りたいという善意の声がある人たちの医療者を守りたいという善意の声がある人たちの医療者を守りたいという善意の声がある人たちの医療者を守りたいという善意の声がある。そして「署名数は一○月に二万筆を超えました。まいます。署名数は一○月に二万筆を超えました。まいます。署名数は一○月に二万筆を超えました。まいます。

▶医療者の労働環境を守りたい

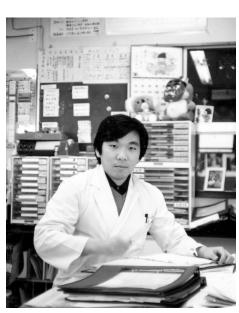
力ください。逆転勝訴判決を目指しています。

発達があり、未来があり、病気が治る可能性がある」という言葉の前で、私は無力になりました。医は「それでも医者にだけはなってくれるな」と言い続どもには「医者にだけはなってくれるな」と言い続どもには「医者にだけはなって当日、父親の枕元で娘ば「それでも医者にだけはなってくれるな」と言い続き部に進学し、小児科の最初の講義で「子どもには大の大職」という言葉の前で、私は無力になりました。子だ」という言葉の前で、私は無力になりました。という言葉の前で、私は無力になりません。

児科医として働いています。

新米・子持ちの女医で

願う一方、現実は月に五~六回の当直勤務等で心が も安心して働き続けられる環境を作っていきたいと



故中原利郎さん

師の心身の健康が必須だと実感している。

父は何

守られない判決で残念。患者さんの命を守るには医

折れそうになることも経験しているようです。二〇)八年一○月に高裁で敗訴判決を受けた後、「医師

現在は院内保育所に二歳になる息子を預けながら小 るような小児科医になりたい」と覚悟を決めた娘は、 たような気がした。子どもの未来を作ってあげられ という言葉に出会い、「父が何のために小児科医師と して自身の命を削ってまで働いていたのかがわか つ

は、

はないでしょうか。九月に日本医師会が会員である なで取り組む、それこそが今求められていることで 民の意識だと思います。医療を再生するためにみん でいただきたいのはもちろんですが、肝心なのは も私の心に響いています。 ために一生懸命働いたのか」としたコメントが、 司法も立法も行政も、医療の立て直しに取り組 玉

状と支援のあり方に関するアンケート調査」の結果 を守るために、雇用者には他業種以上の安全配慮義 やく気付きました。 のものの問題であることに、医師最大の団体もよう 医師の死は個人の資質に因るものではなく、 えていた」という驚くべき現実を示しました。 勤務医一万人を対象に行なった「勤務医の健康の現 六%が「死や自殺について一週間に数回以上考 いのちを預かる者の心身の健康 業界そ

務の確立・宿直回数制限、③患者の行動変容、とく師不足の解消、②医師の長時間労働禁止・交代制動ません。以下は、早急に考えるべき問題です。①医ません。以下は、早急に考えるべき問題です。①医務が求められると考えます。真面目に一生懸命働い

ち家族のような悲劇を二度と繰り返さないために。む権利があることを忘れないでください。夫と私たなければなりません。医師にも人としての生活を営たる医師も一人の人間としていのちと健康を守られいのちの安全保障です。だからこそ、その職務にあいのちの安全保障です。だからこそ、その職務にあいのちの医療は、すでに医師の犠牲的精神や聖職者日本の医療は、すでに医師の犠牲的精神や聖職者

※参考文献

- 勁草書房・『医師の過重労働』江原朗 二○○九年一○月
- •『病気になったら死ねというのか』矢吹紀人(二○○)レット・『壊れゆく医師たち』(二○○八年二月)岩波ブック

七年九月 大月書店

- ◆『月刊保団連』二○○九年三月号 全国保険医団体連
- 『婦人之友』二〇〇九年二月号 婦人之友社
- 会』会報、第1号~11号および別冊・『小児科医師中原利郎先生の過労死認定を支援する

■小児科医師中原利郎先生の

に時間外の「コンビニ受診」の改善。

「支援の会」の活動は、会員の会費によって支えられて「支援の会」の活動は、会員限定のメーリングリストもあります。 当族と「支援する会」はあなたの、そして一人でいます。遺族と「支援する会」はあなたの、そして当事者で支援者の生の声をお伝えする「ニュース」を、定期的にや支援者の生の声をお伝えする「ニュース」を、定期的にお送りさせていただきます。会費は年間一口千円、何口でも可となっています。「支援する会」に入会して、私たちを支えてください。事務局にごも多くの方の支援を、切実に必要としています。「支援する会」に入会して、私ただされています。遺族と「支援する会」はあなたの、そして一人でいます。遺族と「支援する会」はあなたの、そして一人でいます。遺族と「支援する会」はあなたの、そして一人でいます。

〉事務局

||〒104·0033 東京都中央区新川一-一一-六 ||〒L 090·6133·0090 FAX 03·3552·2888 | メール nth·naka@mth.biglobe.ne.jp | ◇ホームページ

http://www5f.biglobe.ne.jp/~nakahara